

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	八街市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.yachimata.lg.jp/benri/New/welfare.html#2

執行機関名 八街市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例(平成4年条例第34号)による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第3の項 八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例(平成4年条例第34号)による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例(平成4年条例第34号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、重度の身体障害者及び知的障害者(以下「重度心身障害者」という。)に対し、医療費の一部を助成しその負担を軽減することにより、健康の保持と生活の安定に寄与する等福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例(平成4年条例第34号) 八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則(平成4年規則46号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例第4条第2項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例による助成金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る受給権者及び当該受給権者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ニ	八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則第5条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請に係る受給権者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ヘ	八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る受給権者及び当該受給権者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号	八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例第4条第2項 八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則第10条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の <u>変更に関する事務</u>	八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例による助成金の支給の <u>変更に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号 イ	八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	(当該変更に係る障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る)市町村民税に関する情報	当該変更申請に係る受給権者及び当該受給権者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号 ハ	八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	(当該変更に係る障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る)生活保護実施関係情報	当該変更申請に係る受給権者及び当該受給権者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

備考	
----	--